

債権特別対策室の設置

山口県 山陽小野田市

人口： 66,281人

面積： 132.99km²

担当部署：秘書行革課

概要

市税、下水道使用料等公金の滞納者（特に悪質滞納者）に対する滞納整理対策として、平成19年4月に「債権特別対策室」を新設し、一定期間、一定金額以上の公金滞納者に対し、財産調査を実施して積極的に催告するとともに、差押え等法的措置を実施している。

選定理由

（山口県コメント）

財政状況が非常に厳しい中、本市の取組は、各種公金の滞納データを集約し重複滞納者の状況を随時把握することで滞納整理事務の合理化を図り、また、悪質滞納者に対応するため警察OBを嘱託職員として採用するなどの工夫も行った結果、一定の財政的な効果も認められることから、税はもとより税外債権の滞納を多く抱える他市町にとっても、先進的な事例として参考となるものと評価している。

背景

各種公金に係る現年度分の収納率と比べて、滞納繰越分の収納率が著しく低く、毎年度多額の不納欠損処理を行わざるを得ない状況であった。分析の結果、同一人物による複数公金の滞納及び毎年度の不納欠損処理が多く、滞納者同士で知り合いであるというケースも多く見受けられ、一定年（5年または2年：公金によって異なる）を経過すれば市は徴収できなくなる旨の情報交換が行われていることが推察できた。

また、本市は全庁的な徴収事務を掌る部署を設置しておらず、各公金所管課の徴収事務体制及び内容も統一されていない状況で、差押え等の法的措置による滞納整理は、税務課で一部行っているのみであった。

具体的内容

【職員体制】

平成 19 年度・・・部次長級職員 1 名
課長級職員 1 名
課長補佐級職員 1 名
嘱託職員 2 名（県税事務所OB、警察OB）

平成 20 年度・・・課長級職員 2 名
課長補佐級職員 1 名
一般職級職員 1 名
嘱託職員 1 名（警察OB）

【内容】

各種公金徴収を所管する担当課から、一定期間、一定金額以上の滞納者で、再三の督促にも拘らず納付または分納誓約等に至らない滞納事例の引継依頼を受け、当該滞納者に対し引継予告書（最終通告）を送付し、再度、納付または分納誓約を促した後、なおも解決に至らない場合は、預貯金、生命保険等の債権、不動産及び給与等を差し押さえて滞納処分を行っている。

取組中の課題・問題点

- ・ 担当職員に対する滞納者の個人的不満や恨みが発生しており、担当職員は自宅電話番号の電話帳への掲載を削除し、休日等でもプライベートな外出（特に家族同伴の外出）をしづらい状況である。
- ・ 一定期間、一定金額以上の滞納整理を債権特別室に事務依頼できることから、各公金収納担当課に甘えが生じ、徴収事務に対する意欲が下がる傾向にある。
- ・ 多重債務に陥っている場合が多く、差押えによる滞納整理を実施すると最低限の生計さえ維持できないケースが多い。このような場合、分納誓約を行うこととなるが、誓約後にきちんと実行されるかどうか疑問が残る。

工夫点

- ・ 滞納者とのやり取りは詳細な記録に残し、接触については必ず複数人で対応する。
- ・ 接触当初は面識のある各担当課の徴収担当職員を同席させ、滞納者の不安を和らげるとともに、スムーズな事務引継を行う。
- ・ 滞納者のプライベートに最大限配慮し、連絡等は必ず本人に対して行い、庁内での面会についても個室で行う。

効果

【財政的な効果】

平成 19 年度実績（効果率 96.01%）

内容	件数	金額
各担当課から滞納整理を引き継いだもの	489 件	137,448,409 円
催告により納入されたもの	99 件	12,365,900 円
分納誓約が成立したもの	114 件	33,629,692 円 (内入額 3,413,759 円)
差押え等により滞納処分を行ったもの	251 件	85,962,671 円

平成 20 年度実績（平成 21 年 1 月 31 日現在）（効果率 73.79%）

内容	件数	金額
各担当課から滞納整理を引き継いだもの	292 件	106,657,877 円
催告により納入されたもの	14 件	3,593,670 円
分納誓約が成立したもの	31 件	12,795,911 円 (内入額 664,560 円)
差押え等により滞納処分を行ったもの	144 件	62,310,157 円

【その他の効果】

- ・ 各種公金の滞納データを集約するので、重複滞納者の状況を随時把握することができ、徴収事務の効率化につながった。
- ・ 公金負担の不公平感を解消するとともに、納付義務の再確認と納付意識の向上につながった。

住民（職員）の反応・評価

【住民】

- ・ 悪質滞納者に対して差押え等法的措置を積極的に実施することで、「市は本気なんだ」という意識付けができた。
- ・ 納付義務を守っている市民に対し、公金負担の公平性確保の姿勢を示すことができた。

【職員】

- ・ 取扱いに苦慮していた悪質滞納者に対して「一矢報いる」ことができ、公金負担の公平性を促進できたことに満足している。一方、各徴収担当に「悪質滞納者対応は債権特別対策室任せ」という甘えが生じていることは否めない。

フォローアップ

分納誓約が成立した案件についての事務処理は、債権特別対策室から当該公金所管課へ戻されるが、誓約内容の履行に係る確認及び指導について、きちんとフォローアップしていく必要がある。

今後の課題

- ・ 長期滞納に陥る前の水際作戦として、市民の納付義務意識の高揚と各公金の徴収事務強化が必要である。あくまでも現年度分の収納率アップが理想である。
- ・ 滞納整理のより一層の推進策として、現在は行っていない動産の差押えを実施し、インターネットによる公売等を研究したい。

今後取り組む自治体に向けた助言

支払う余裕があるのに納付しない滞納者はごく一部であり、多くは多重債務等により支払えない状況にあるケースである。いくら法律に基づく滞納整理処分とはいえ、単に生活保護受給者を増やす結果にならないよう十分配慮しなければならない。幸い本市の場合、多重債務者の相談窓口が市内在住の弁護士等によりボランティアにて開設されており、市は会場となる公共施設の使用料を免除している。

また、暴力・脅迫行為に対する対策として、警察OBの嘱託職員を配置している意義が非常に大きいので、同様の職員配置が望ましいと思われる。